

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	003	やさしさ (誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり)	施策幹事課	保健福祉政策課				
	施策No.	004	共生社会実現に向けた障がい児(者)の支援	施策幹事課長名	川畑 信司				
施策関係課名		長寿・障害福祉課、こども・くらし相談センター、こども発達サポートセンター							
<b>1 基本計画期間</b> (2018年度～2022年度)における施策の方針									
障がい児(者)の成長の段階に応じた療育・就労・生活支援サービス等の提供体制を構築し、地域の中で日常生活を過ごし、社会活動や経済活動等に参加できる共生社会の実現を目指します。									
<b>2 施策の成果把握</b>									
		◎目標達成 (100%以上)      △目標を未達成 (100%未満)							
<b>①成果指標 (意図の達成度を示す指標)</b>		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	日頃の悩みや困り感を行政や相談支援事業所に相談する割合	%	成り行き値	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	更なる増加を目指します
			目標値					35.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	障がいがあることで嫌な思いをしたことがある障がい者の割合	%	成り行き値	40.3	40.3	40.3	40.3	40.3	更なる減少を目指します
			目標値					20.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
C	サービスを受けている障がい者の実人数	人	成り行き値	1,496.0	1,496.0	1,496.0	1,496.0	1,496.0	更なる増加を目指します
			目標値	1,580.0	1,600.0	1,640.0	1,680.0	1,700.0	
			実績値	1,320.0	1,484.0				
			達成率	83.5%	92.7%				
			結果	△	△				
D	障害児通所支援を利用している子どもの数	人	成り行き値	771.0	771.0	771.0	771.0	771.0	更なる増加を目指します
			目標値	870.0	920.0	970.0	1,020.0	1,070.0	
			実績値	1,098.0	1,133.0				
			達成率	126.2%	123.1%				
			結果	◎	◎				
E			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						
<b>②成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)</b>				<b>③2022年度の目標値設定の考え方</b>					
A 日頃の悩みや困り感を行政や相談支援事業所に相談する割合 ※障害福祉計画等の策定時アンケートにより測定				A 少なくとも3割以上が行政機関や相談支援事業所に相談することを目指すことから、35%を目標値とする。					
B 障がいがあることで嫌な思いをしたことがある障がい者の割合 ※障害福祉計画等の策定時アンケートにより測定				B 2017年度の現状値40.3%に対し、5人に1人を目指すことから、20%を目標値とする。					
C サービスを受けている障がい者の実人数 ※地域生活支援給付と自立支援給付の請求明細より測定				C 利用実績からの伸び率を勘案し、1,700人を目標値とする。					
D 障害児通所支援を利用している子どもの数 ※児童通所サービスの請求明細より測定				D 利用実績からの伸び率を勘案し、1,070人を目標値とする。					
E				E					
F				F					

<b>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</b> 本市は、出前講座等を通じ、障害のある人に対する理解不足や誤解から生じる差別・偏見の解消を図ってきましたが、アンケート調査によると、差別や偏見があると感じている方の割合は依然として高く、障害のある人に対する市民の理解は深まっているとは言えません。 そのため、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害の特性に応じた福祉サービスの充実を図るとともに、メディアの活用を通じて、ノーマライゼーションの理念を広く市民に周知し、地域の一員として日常生活を過ごし、社会活動や経済活動等に参加できる共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。 また、本市は、こども発達サポートセンター「あゆみ」において、発達相談事業や発達外来事業等を実施していますが、発達障害に関する理解や関心の高まりに加え、定期的な診療体制ではないことや、医師を含めた専門職が不足していることから待機期間が発生している状況です。そのため、専門職の確保等により、体制の充実を図る必要があります。 さらに、障害のある人の権利を守るとともに、自立支援等の観点から、一人ひとりに応じた、地域生活支援や就労支援を進める必要があります。	
<b>4 施策の現状</b>	
<b>① 2019年度施策の取組方針</b>	<b>② 2019年度の取組方針の達成状況</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害がある方一人ひとりに応じた、地域生活支援や就労支援を進める。</li> <li>■発達障害に関する相談等に適切に対応するため、体制の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「基幹相談支援センター」を充実し、相談体制を確立するとともに、自立支援協議会の体制を改革し、活発な議論を行うことができた。</li> <li>■基幹相談支援センターにおいて発達障害に精通した指導官に助言をもらい、大人の発達障害など支援困難な事例に取り組んだ。</li> </ul>
<b>5. 2020年度施策の取組方針</b>	<b>6. 2021年度施策の取組方針</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害がある方一人ひとりに応じた、地域生活支援や就労支援を進める。</li> <li>■自立支援協議会を中心に各機関が連携し、障害福祉計画や障がい児福祉計画を適切に実行しながら社会参加しやすい体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害がある方一人ひとりに応じた、地域生活支援や就労支援を進める。</li> <li>■自立支援協議会を中心に各機関が連携し、障害福祉計画や障がい児福祉計画を適切に実行しながら社会参加しやすい体制を構築する。</li> </ul>

政策体系	政策No.	003	基本事業名	障害福祉サービスの提供体制の充実	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課
	施策No.	004				
	基本事業No.	001				

**1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）**

障害や障害のある人に対する市民の正しい理解を深め、障害のある人への心配りや手助けなどを推進します。  
また、障害のある人が尊厳を持ち、安心して社会生活が営めるよう、障害の特性やニーズを踏まえた福祉サービスを提供します。  
さらに、地域の相談支援の拠点として総合的な相談受付や情報提供などを行う「基幹相談支援センター」の設置を目指します。

**2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？**

■医療費助成や手当給付、基本的サービスについては障害者総合支援法で定められているとおり実施している。  
■これまで、潜在的なニーズがサービスへ繋がったことにより、予算額は大きく伸びてきた。今後は人口減少に伴い横ばいになっていくと思われる。

**3. 2019年度基本事業の取組方針**

■更なるサービスの広報等を行いながら、提供体制の充実を図る。  
■「基幹相談支援センター」を中心に、相談支援体制の確立を目指す。  
■県のヘルプカード事業の開始に伴い、これの普及啓発を行うとともに、障がいに対する正しい理解の促進を継続する。

**4. 2019年度の取組達成状況**

■出前講座を通じて障害や障害のある人に対する市民への正しい理解を図ることができた。  
■「基幹相談支援センター」を充実し、相談体制を確立するとともに、自立支援協議会の体制を改革し、活発な議論を行うことができた。  
■普及啓発を行い、ヘルプカードを103枚配布することができた。

**5. 2020年度基本事業の取組方針**

■「基幹相談支援センター」を中心に、地域の障害者相談員と連携しながら相談支援を行う。  
■自立支援協議会で活発に議論し、サービスの充実を図る。

**6. 2021年度基本事業の取組方針**

■「基幹相談支援センター」を中心に、地域の障害者相談員と連携しながら相談支援を行う。  
■自立支援協議会で活発に議論し、サービスの充実を図る。

政策体系	政策No.	003	基本事業名	障がい者の自立及び社会参加の促進	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課
	施策No.	004				
	基本事業No.	002				

**1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）**

障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、幼少期から高齢期に到るまで必要な支援を行います。  
そのため、身近に相談できる体制や住まいの確保などをはじめとする福祉サービスの充実を図るとともに、民間任意団体によるサービスの提供など、地域全体で障害のある人を支える基盤整備を促進します。

**2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？**

■平成18年度の障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援給付と地域生活支援事業の2本柱で障害者の自立を支援する仕組みが整備された。  
■幼少期から高齢期に至るまで多様なサービスが整備されてきたが、まだ不十分な部分もある。

**3. 2019年度基本事業の取組方針**

■自立支援給付については、法律に沿って適正な給付を行う。  
■地域生活支援事業においては、障害者計画に沿って社会参加しやすい体制の確立を目指す。

**4. 2019年度取組達成状況**

■自立支援給付については、適切な給付を行い、社会参加の機会を作った。  
■地域生活支援事業と自立支援給付を上手く組み合わせて、社会参加しやすいサービスを提供できた。

**5. 2020年度基本事業の取組方針**

■自立支援給付については、法律に沿って適正な給付を行う。  
■地域生活支援事業においては、障害福祉計画、障がい児福祉計画を見直し、その実態に沿って社会参加しやすい体制の確立を目指す。

**6. 2021年度基本事業の取組方針**

■自立支援給付については、法律に沿って適正な給付を行う。  
■地域生活支援事業においては、障害福祉計画、障がい児福祉計画に沿って社会参加しやすい体制の確立を目指す。

政策体系	政策No.	003	基本事業名	障がい児の支援体制の充実	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課、こども発達サポートセンター
	施策No.	004				
	基本事業No.	003				
<b>1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）</b>						
<p>学校等と連携し、障害のある子ども一人ひとりに応じた特別支援教育の更なる充実を図ります。 また、療育の必要な子どもの成長に応じて、児童発達支援・放課後等デイサービス等の円滑な活用や相談体制の強化に努めます。 さらに、こども発達サポートセンター「あゆみ」の相談支援体制の充実に努め、関係機関と連携し、発達障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を図ります。</p>						
<b>2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？</b>						
<p>■平成24年4月の法改正で、利用者及び児童発達支援事業所が大幅に増えた。 ■1歳6ヶ月健診・3歳児健診での保健師のスクリーニングや、就学時健診等で発達課題を指摘される児童が増加する傾向にあり、児童発達支援事業所の数は増えているものの、理学療法士・作業療法士などの専門職がいる事業所や、自閉症スペクトラムに特化した事業所での訓練を希望する保護者の意向に必ずしも添えていない状況である。</p>						
<b>3. 2019年度基本事業の取組方針</b>			<b>4. 2019年度の取組達成状況</b>			
<p>■こども発達サポートセンターにおいて、発達相談、発達支援教室、発達障害啓発事業、発達外来、乳幼児発達相談事業において子どもへの関わり方の助言や園や学校生活での関わり方の助言を行う。 ■年々増加傾向にある療育を希望される保護者に対して、適切なサービスの決定を行う。</p>			<p>■市立医師会医療センターにおいて月2～3回の診療を実施した。鹿児島大学病院や南九州病院の協力を得て医師の確保ができた。また、こども発達サポートセンターの嘱託心理士を1人募集しているが適切な人材の確保ができず、相談の待機が2～3ヶ月程度となっている。 ■年々増加傾向にある療育を希望される保護者に対して、適切なサービスの決定を行ったが、時間を要することも多かった。</p>			
<b>5. 2020年度基本事業の取組方針</b>			<b>6. 2021年度基本事業の取組方針</b>			
<p>■こども発達サポートセンターにおいて、発達相談、発達支援教室、発達障害啓発事業、発達外来、乳幼児発達相談事業において子どもへの関わり方の助言や園や学校生活での関わり方の助言を行う。 ■年々増加傾向にある療育を希望される保護者に対して、適切なサービスの決定を行う。 ■巡回支援専門員による園・学校等への巡回支援を行う。</p>			<p>■こども発達サポートセンターにおいて、発達相談、発達支援教室、発達障害啓発事業、発達外来、乳幼児発達相談事業において子どもへの関わり方の助言や園や学校生活での関わり方の助言を行う。 ■年々増加傾向にある療育を希望される保護者に対して、適切なサービスの決定を行う。 ■巡回支援専門員による園・学校等への巡回支援を行う。</p>			

政策体系	政策No.	003	基本事業名	尊厳ある暮らしを支える仕組みづくり	基本事業 主担当課	長寿・障害福祉課
	施策No.	004				
	基本事業No.	004				

**1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）**

障害のある人の主体的な選択と決定の下、地域で暮らすために必要な支援を行います。  
また、成年後見センターの利用促進を通じ、認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力が十分でない人の利益や財産の保護に努めます。

**2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？**

■高齢社会が進むにつれ、成年後見制度利用に関する一般的な相談に的確に対応し、法定後見開始の申し立ての手続等に関する具体的アドバイス・支援をもらえる窓口の充実・強化についての要望があったため、平成29年度に「成年後見センター」を開所した。  
■今後、同制度を必要とする方が増加することが見込まれる。

**3. 2019年度基本事業の取組方針**

■障害者だけでなく、高齢者も含めた判断能力が低下した方の支援を進める。  
■社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業との連携だけでなく、ほかの相談窓口等とも連携し、判断能力が十分でない方を包括的に支援する体制を確立する。

**4. 2019年度取組達成状況**

■高齢者、障害者合計で1件の後見等業務を受任した。また、39件の成年後見制度に関する相談を受けた。  
■地域包括支援センター及び基幹相談支援センターと連携し、制度利用が必要な方の早期発見、相談支援等を行った。

**5. 2020年度基本事業の取組方針**

■障害者だけでなく、高齢者も含めた判断能力が低下した方の支援を進める。  
■社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業との連携だけでなく、ほかの相談窓口等とも連携し、判断能力が十分でない方を包括的に支援する体制を確立する。

**6. 2021年度基本事業の取組方針**

■障害者だけでなく、高齢者も含めた判断能力が低下した方の支援を進める。  
■社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業との連携だけでなく、ほかの相談窓口等とも連携し、判断能力が十分でない方を包括的に支援する体制を確立する。